

各 位

電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税について

スペイン、中華人民共和国、南アフリカ共和国及びオーストラリア産の電解二酸化マンガンについては、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 20 年政令第 196 号）」に基づき、平成 20 年 9 月 1 日から本年 8 月 31 日までを課税期間として不当廉売関税が課されているところです。

この内、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産の電解二酸化マンガンについては、平成 24 年 10 月 30 日から、不当廉売関税の課税期間の延長のための調査が実施されており（参考）、当該調査が終了する日までの間、これら 3 か国を原産国とする電解二酸化マンガンを輸入する際には、引き続き不当廉売関税が課されることとなります。

また、オーストラリア産の電解二酸化マンガンについては、不当廉売関税を課する期間が、本年 8 月 31 日をもって満了する予定となっています。

したがって、本年 9 月 1 日以降に輸入申告される電解二酸化マンガンへの不当廉売関税の課税については、下記のとおりとなる予定ですので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2820.10 号に掲げる電解二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）

2. 対象国

スペイン、中華人民共和国、南アフリカ共和国

3. 税率

スペイン	14.0%
中華人民共和国	46.5%
貴州紅星発展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）	34.3%
南アフリカ共和国	14.5%

4. 期間

調査終了まで

問合せ先

業務部統括審査官・原産地調査官 TEL0138-40-4256